

尼崎市ふるさと納税推進事業における協力企業に関する事務等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市ふるさと納税推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、尼崎市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）における寄附者への返礼品の贈呈に係る尼崎市及び協力企業の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(返礼品の贈呈)

第2条 市長は、要綱第3条第3項に規定する方法により寄附者へ返礼品を贈呈しようとするときは、予め委託事業者を通じ、協力企業に対してその送付等に必要な情報を提供するものとする。

2 協力企業は、前項の規定による情報の提供を受けたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、速やかに寄附者に対して返礼品を送付等するものとする。

3 その他、返礼品の贈呈に関し必要な事項は、別途、協力企業と委託事業者との間で定めるものとする。

(負担金の支払い)

第3条 要綱第3条第4項の規定による負担金は、委託事業者から協力企業へ支払うものとする。

(対象商品)

第4条 要綱第6条第1項の規定による参加承認の申請（以下「参加申請」という。）又は第7条第1項の規定による変更承認の申請（以下「変更申請」という。）を行うことができる対象商品の区分は、要綱の別表1のとおりとする。

2 要綱の別表1に規定する返礼品の価格とは、通常の販売価格（通常の販売を行っていない場合にあっては、店頭等で販売した場合の設定価格。以下同じ。）に、消費税相当額及び梱包に係る費用を加え、配送費用は除いた価格とする。

(参加承認の有効期間等)

第5条 参加承認及び変更承認の有効期間は、要綱第6条第5項に規定するとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加承認及び変更承認（以下「参加承認等」という。）を行わないものとする。

(1) 参加申請のあった企業等又は変更申請のあった協力企業が尼崎市広告掲載基準第4条各号に掲げる業種又は事業者該当する場合

(2) 参加申請又は変更申請のあった対象商品が尼崎市広告掲載基準第5条第1号の規定に抵触する場合

(3) 全体の申請数その他の事情により、申請内容や企業活動等を総合的に判断して、承認を行わないこととする場合

(4) その他市長が不適切と認めた場合

3 市長は、前項の規定にかかわらず、事業に係る尼崎市の予算が可決されないときは、直ちに参加申請及び変更申請の受付を停止するとともに、新たな参加承認等を行わず、また、既に参加承認等を行ったものについては、当該承認を取り消すものとする。

(再委託等の禁止又は制限)

第6条 協力企業は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ尼崎市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(事業広報への協力)

第7条 協力企業は、返礼品の写真に係るデータの提供等、尼崎市が事業の広報を目的としたホームページ、パンフレットその他の製作のために必要な協力を行うものとする。

(個人情報保護)

第8条 協力企業は、事業に係る事務を処理するため取得した個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護取扱特記事項」を遵守しなければならない。ただし、返礼品の発送時における当該協力企業のパンフレットの同封により、寄附者から当該協力企業への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(協議事項)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と企業等が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行し、平成25年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月21日から施行し、平成29年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行し、平成30年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和1年10月21日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和1年12月3日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日以降のふるさと納税から適用する。

別紙

個人情報保護取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 協力企業は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業に係る事務を処理するに当たり個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 協力企業は、事業に係る事務を処理するに当たり取得した個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了し、又は協力企業でなくなった場合も、同様とする。
2 協力企業は、その使用する者が在職中及び退職後においても前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。事業が終了し、又は協力企業でなくなった場合も、同様とする。

(適正な管理)

第3 協力企業は、事業に係る事務に係わる個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用の禁止)

第4 協力企業は、事業に係る事務を処理するに当たり取得した個人情報を、尼崎市の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 協力企業は、事業に係る事務を処理するに当たり尼崎市から貸与された個人情報が記録された資料等を、尼崎市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 協力企業は、この個人情報保護取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに尼崎市に報告し、尼崎市の指示に従うものとする。事業が終了し、又は協力企業でなくなった場合も、同様とする。

(検査等の実施)

第8 尼崎市は、協力企業が事業に係る事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、必要があると認めるときは、協力企業に対し報告を求め、又は検査をすることができるものとする。
2 協力企業は、尼崎市から前項の規定による報告の求めがあったときは、速やかに、これに従い、また、正当な理由のない限り、前項の規定による検査を拒み、又は妨げてはならない。

(参加承認等の取消し及び損害賠償)

第9 尼崎市は、協力企業がこの個人情報保護特記事項に違反していると認めるときは、参加承認等の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(収集の制限)

第10 協力企業は、事業に係る事務を処理するに当たり個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(資料の返還)

第11 協力企業は、事業に係る事務を処理するに当たり尼崎市から貸与され、又は協力企業が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、事務完了後速やかに尼崎市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、尼崎市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

別紙

尼崎市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に係る業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引又は業務提供誘引販売取引に係る業種
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (14) 行政機関から是正命令等の不利益処分を前提とした行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 尼崎市税を滞納している事業者
- (16) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者である事業者
- (17) 各種法令に違反しているもの

（掲載基準）

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
 - ケ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - コ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - サ 虚偽の内容を表示するもの
 - シ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - ス 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - セ 責任の所在が明確でないもの
 - ソ 広告の内容が明確でないもの
 - タ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの